

岩手県告示第869号

水防法（昭和24年法律第193号）第16条第4項の規定により、次のとおり水防警報を行う河川を指定した。

平成30年11月20日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 河川名 胆沢川

2 指定区間

(1) 左岸 奥州市若柳字迎市野々第5地割6番地先（望み大橋下流約10m）から胆沢郡金ヶ崎町西根慶長54番1地先（黒沢川合流点）まで

(2) 右岸 奥州市若柳字小松谷木第30地割3番地先（望み大橋下流約10m）から奥州市水沢佐倉河字向川原106番3地先（黒沢川合流点）まで